

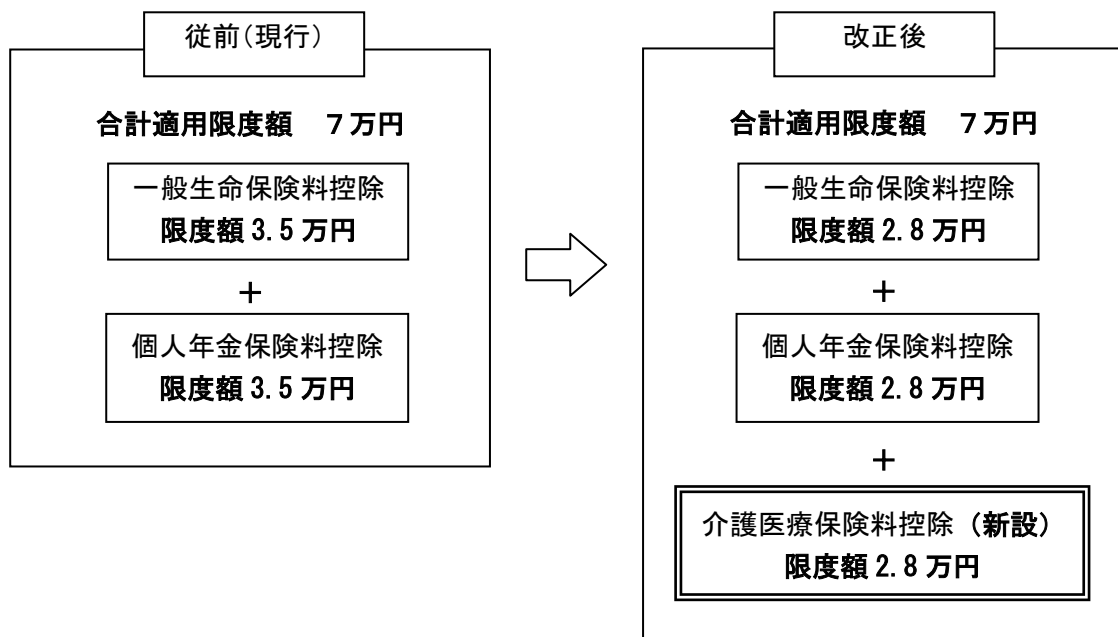
平成 25 年度から適用される個人住民税の主な税制改正

- 1 生命保険料控除の改正
- 2 退職所得に係る分離課税の改正（平成 25 年 1 月 1 日以後）

1 生命保険料控除の改正

平成 22 年度の税制改正により、平成 25 年度から個人住民税の生命保険料控除が見直されます。

今回の改正では、生命保険料控除の合計適用限度額の 7 万円に変更はありませんが、従来の一般生命保険料控除と個人年金保険料控除（現行では各 3 万 5 千円）に、介護保険料控除が新設され、それぞれの適用限度額が 2 万 8 千円へと変更されます。



【留意事項】

- ① 平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した生命保険契約等（以下「新契約」という。）に適用されます。
- ② 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した生命保険契約等（以下「旧契約」という。）については、従前の適用限度額（各 3 万 5 千円）が適用されます。
- ③ 新契約と旧契約の両方について控除を受ける場合は、適用限度額が 2 万 8 千円となります。

【計算方法】

- ① 平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した生命保険契約等（新契約）

年間の支払保険料	生命保険料控除
12,000 円以下	支払保険料の金額
12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料の金額 × 2 分の 1 + 6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料の金額 × 4 分の 1 + 14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

② 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した生命保険契約等（旧契約）

年間の支払保険料	生命保険料控除
15,000 円以下	支払保険料の金額
15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料の金額×2 分の 1+7,500 円
40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料の金額×4 分の 1+17,500 円
70,000 円超	一律 35,000 円

※従前の計算方法が適用されます。

③ 新契約と旧契約の両方について控除を受ける場合

新契約と旧契約の両方について控除を受ける場合には、生命保険料控除または個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額となります。（適用限度額 2 万 8 千円）

- ア 新契約の支払保険料については、上記①の表により計算した金額
- イ 旧契約の支払保険料については、上記②の表により計算した金額

2 退職所得に係る分離課税の改正

平成 23 年度の税制改正により、平成 25 年 1 月 1 日以後に支払われる退職所得に係る個人住民税の計算方法が変わります。

①退職所得に係る個人住民税の所得割額から 10%の税額控除される措置が廃止されま
す。

【従前（現行）】の税額	退職所得金額 ^(※1) × 税率（市 6%，県 4%） × 0.9
【改正後】の税額	退職所得金額 ^(※1) × 税率（市 6%，県 4%）

※1 退職所得金額＝（退職手当等による収入金額－退職所得控除額^(※2)）×2 分の 1

※2 退職所得控除額

- ・勤続年数 20 年以下 40 万円×勤続年数
- ・勤続年数 20 年以上 800 万円+70 万円×（勤続年数－20 年）

②勤続年数 5 年以下の法人役員等^(※3)に支払われる退職手当等による収入金額から退
職所得控除額を控除した後、その残額に 2 分の 1 を乗じる措置が廃止されます。

※3 法人役員等

- ・法人の取締役、執行役、会計参与、理事、幹事および精算人並びにこれら以外
の者で法人の経営に従事している一定の者
- ・国会議員及び地方公共団体の議会議員
- ・国家公務員及び地方公務員

お問い合わせ先 税務課市民税係 電話 33-2111（代表）